

いよぎんポイントサービスご利用規定

第1条 定義

いよぎんポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の基準により、お客さまのお取引状況をポイントに換算し、その合計ポイントにより当行が設定した段階（以下「ステージ」といいます）に応じて当行が定める各種特典をご提供するサービスです。

第2条 対象

本サービスの対象は、当行に普通預金口座をお持ちの個人（含む個人事業主）の方に限ります。（非居住者、任意団体および法人の方は対象になりません。）

第3条 サービスの開始時期

（1）本サービスは、当行が本サービスの申し込みを受け付け、当行所定の登録手続きが完了した日から開始するものとします。

但し、平成21年1月31日までに当行所定の登録手続きが完了した場合においても、本サービスの開始時期は平成21年2月1日とします。

（2）前項の定めにかかわらず、お届けのお名前・住所などが確認できない場合、本サービスを受けられません。

第4条 取引ポイント

（1）ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイント数は、「商品説明書」等により公表いたします。

（2）合計ポイント数は、当行所定の基準により、お客さまのお取引状況をポイントに換算して集計します。なお、集計できる取引ポイントは当行所定の申込書によりご指定いただいた当行本支店（以下「ポイントサービス登録店」といいます。）での本人のお取引引きに限らせていただきます。

家族のお取引引きの他、届出住所の異なるお取引引き等、同一人であることの確認が困難な場合のお取引引きは合算して集計しないものとします。

（3）新規お申し込み時は、当行所定の登録手続きが完了した日の前々月の月末日を基準日として、当行所定の基準により、お客さまのお取引状況をポイントに換算し、登録完了日から登録月の月末までの期間、取引ポイントをご提供いたします。

但し、平成21年1月31日までに当行所定の登録手続きが完了したものにつきましては、平成20年12月31日を基準日としてお客さまのお取引状況をポイントとして換算し、平成21年2月1日より平成21年2月28日まで取引ポイントをご提供いたします。

（4）また、登録月の翌月以降につきましても、前々月の月末を基準日として当行所定の基準により、お客さまのお取引状況をポイントとして換算し、毎月1日から月末までの期間、取引ポイントをご提供いたします。

（5）当行でご利用いただいているローンのご返済が延滞している場合、延滞となっている該当のお取引引きにつきましてはポイント集計されない場合がございます。また、公共料金や積立定期等の自動振替について、自動振替がなされなかった場合もポイント集計されない場合がございます。

第5条 特典

- (1) 前条に定める取引ポイントに応じ、ステージを設定し、ステージに応じて当行が定める各種特典をご提供いたします。但し、特典によっては、別途お申出が必要な場合もございます。
ステージ毎の特典の内容や提供方法、提供期間、特典を受けるために必要なポイント数、その他特典要件などは、「商品説明書」等により公表します。
- (2) 氏名や住所など、届出事項に変更があった場合にもかかわらず、必要な変更手続きがなされていない場合、特典が受けられないことがあります。
- (3) 他の制度・サービスにより同種の特典を受ける場合は、一部の特典が受けられないことがあります。

第6条 サービスの終了

- (1) お客さまから当行所定の方法による届出があった場合、本サービスは終了するものとします。
- (2) ポイントサービス登録店におけるお客さま名義のすべてのお取引引きが解約されたときは、本サービスも当然に解約されたものとします。

第7条 サービスの変更・中止等

- (1) 当行の都合により、事前の通知なくポイントの集計対象となるお取引項目や各ポイント、および特典の内容を変更、または本サービスのお取り扱いを変更することや中止することがあります。変更や中止の場合、商品説明書等により公表し、個別には通知いたしません。
- (2) 前項の変更や中止は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) お客さまが当行所定の規定で定められた条件等を履行されない場合や、その他相当の事由があると当行が判断した場合お客さまに通知することなく、本サービスを変更・中止することがあります。

第8条 規定の改定

- (1) 本規定は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとし、個別には通知いたしません。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の規定の内容で取り扱います。

以 上